

宮城県SDGs推進本部設置要綱

(設置)

第1 持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向け、県施策を総合的に推進するため、宮城県SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について審議決定し、その実施を推進する。

- (1) SDGsの理念の普及に関すること。
- (2) SDGsの達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、SDGsの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年宮城県規則第85号）に定める順序とする。

(会議)

第4 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部会議に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長の職務及び幹事会の会議については、第3第2項及び第4の規定を準用する。

(庶務)

第6 推進本部の庶務は、震災復興・企画部震災復興政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	公営企業管理者 総務部長 震災復興・企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農政部長 水産林政部長 土木部長 教育長 警察本部長

別表 2 (第 5 関係)

区 分	職 名
幹事長	震災復興・企画部次長
幹 事	総務部次長 環境生活部次長 保健福祉部次長 経済商工観光部次長 農政部次長 水産林政部次長 土木部次長 企業局次長 教育次長 警察本部参事官